

強調表示に関するコーデックス 一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)



FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)¹

1 範囲及び一般原則

1.1 本ガイドラインは、当該食品が個別のコーデックス規格の対象であるか否かに関わらず、食品に対してなされる強調表示に関するものである。

1.2 本ガイドラインは、いかなる食品も、虚偽の、誤認させる若しくは欺く方法により又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載又は提示されてはならない、という原則に基づいている。

1.3 食品を販売する者は、当該食品への強調表示の妥当性を実証できなければならない。

2 定義

本ガイドラインにおいて、強調表示とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、生産、加工、組成、その他の品質に関して特色を有することを、明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

3 禁止される強調表示

以下の強調表示については禁止すべきである。

3.1 「ある食品が全ての必須栄養素を十分に供給する」と明示する強調表示。ただし、十分に定義された製品で、コーデックス規格がそのような強調表示を許容している場合、又は関係当局が当該製品を全ての必須栄養素の十分な供給源として容認した場合を除く。

3.2 「バランスの取れた食事又は通常の食品では、十分な量の全栄養素が供給されない」との内容を暗示している強調表示。

¹ 「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」は、1979年に開催された第13回コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）総会において採択された。本ガイドラインの改訂版は、1991年に開催された同委員会の第19回総会で採択された。本ガイドラインは、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の全ての加盟国及び準加盟国に対し助言的文書として回付されており、その活用方法については各国政府の判断に委ねられている。

3.3 実証できない強調表示。

3.4 下記に該当する場合を除き、疾病、障害又は特別な生理学的状態の予防、緩和、処置又は治療における使用への適合性に関する強調表示。

- (a) 「栄養・特殊用途食品部会」の所掌範囲に含まれる食品に関するコーデックス規格又はガイドラインの規定に従っており、本ガイドラインが規定する原則に従っている場合。

又は、

- (b) 該当するコーデックス規格又はガイドラインが存在しない場合であって、当該食品が流通している国の法律によって許可されている場合。

3.5 類似する食品の安全性について疑念を引き起こし得るような強調表示、又は消費者の不安感をかきたてる若しくはそうした不安感に付け入るような強調表示。

4 誤認させる恐れのある強調表示

以下は、誤認させる恐れのある強調表示の例である。

4.1 不完全な比較表現や最上級表現を含む無意味な強調表示。

4.2 「健全な (wholesome)」、「健康に良い (healthful)」、「安全な (sound)」などの適正衛生規範に関する強調表示。

5 条件付き強調表示

5.1 以下の強調表示については、各々に対して付された特別な条件に従うものであれば認められる。

- (i) ビタミン、ミネラル及びアミノ酸といった栄養素の添加により、栄養価が高められた又は特別な栄養価が得られたとの表示は、そうした添加が「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則」に従った栄養学的な考察に基づいている場合にのみ可能である。このような表示は、関係当局が定める法律に従わなければならない。
- (ii) ある栄養素の低減又は除去により、特別な栄養学的特質を有しているという表

示は、栄養学的考察に基づき、関係当局が定める法律に従わなければならない。

- (iii) 「自然の (natural)」、「純粋な (pure)」、「新鮮な (fresh)」、「自家製 (home made)」、「有機栽培 (organically grown)」及び「生物学的栽培 (biologically grown)」のような用語は、その使用に際して、当該食品が販売される国の慣行に従わなければならない。これらの用語の使用は、3に規定された禁止事項と整合性が取れていなければならない。
- (iv) ある食品が宗教又は儀式に関する関係当局が求める要件に合致するものである場合、宗教又は儀式に則った食品の調整（例えば、「ハラール」や「コーシャー」）についての強調表示を行うことができる。
- (v) ある食品が特別な性質を有するという強調表示を、全ての同様な食品が当該性質を有する場合に行うのは、この事実が当該強調表示において明らかにされている場合のみ可能である。
- (vi) 食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであり、当該物質が以下の全てに該当する場合に、用いることができる。
 - (a) コーデックス規格又はガイドラインにおいて特別な要件の対象となっていないこと
 - (b) 通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること
 - (c) 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと
 - (d) 当該食品中の存在、又は当該食品への添加が認められていること
- (vii) 一つ以上の栄養素が含まれていないこと又は添加されていないことを明らかにする強調表示は、栄養強調表示と見なされるとともに、当該強調表示には、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」に従い、栄養表示を伴うことが義務となる。